新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント等の開催基準

令和2年5月8日改定

上三川町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月7日、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」が改められたことから、5月9日以降、町が主催する事業(会議を含む)・イベントの開催基準を以下のとおり改定する。なお、対応期間については5月9日から5月31日の間とし、6月1日以降については新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

町が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。また、町関係団体、民間等が実施するイベント(地域の活動、集会含む)等については、本基準を参考とするよう町ホームページ、かみたんメール等で周知する。

- クラスターが発生するおそれがある催物や「3つの密」のある集まり(特に、全国的かつ大規模な催物)については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等の慎重な対応を要請する。
- 以下(1)~(3)までの条件を満たす場合は上記要請の対象外とする。

(1) 前提

「新しい生活様式の実践例(国専門家会議による)」に基づく取組み ⇒ 発熱、風邪の症状が有るものは参加しない。マスクを着用する。

(2) 規模

参加する人数が最大でも50人程度

(3)環境

- ① 3つの密(密閉・密集・密接)の発生が原則想定されないこと
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ 以下の適切な感染防止対策が講じられること
 - ア 入場者の制限や誘導
 - ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入場を 制限
 - → 来場者への呼びかけ、体温計による発熱者の特定等
 - 入場者の整理・誘導
 - → 密にならないように対応
 - ・感染が発生した場合に備え、入場者等の名簿を適正に管理
 - イ 手指の消毒設備を設置
 - ウマスクの着用
 - → 入場者に対する周知
 - エ 室内の換気
 - → 2つの窓を同時に開けるなどの対応
 - オーア〜エのほか、開催場所に応じた適切な感染防止対策